

総務産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和 8 年 9 月 16 日(水) 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 重廣委員長・中平副委員長・首藤委員・谷村委員・米弥委員・
田村大治郎委員・上田委員・南野委員・重村委員
4. 委員外出席議員 吉津議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大嶧局長・杉村次長補佐
8. 協議事項
(1) 9 月定例会本会議(9 月 11 日)で付託された事件(議案 5 件)
9. 傍聴者 1人
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 10 時 06 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 8 年 9 月 16 日

総務産業常任委員長

重 廣 正 美

記 録 調 製 者

杉 村 紀 子

重廣委員長 本日の出席委員については委員 9 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、本委員会に付託されました議案 5 件について、審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。はじめに、議案第 14 号「長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

消防長 補足説明は特にございせん。

重廣委員長 補足説明がないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

中平委員 この条例改正、この時期に行われた理由をお伺いいたします。

総務課長 人事院規則に定める国家公務員の特殊勤務手当が本年 4 月に改正されたことから、総務省消防庁より緊急消防援助隊の出動手当についても改正するよう通知があったことによるものでございます。

中平委員 続きまして、公布日は今年度の 4 月 1 日からということになっておりますけど、先の熊本大地震で出動された方々もこれに当てはまるのか、お伺いいたします。

総務課長補佐 条例改正前の単価により支給しておりますが、条例が可決されましたら、4 月 1 日に遡及して差額を支給することとしております。

中平委員 その場合は、長門消防としたら何名ぐらい出動されたのか、お伺いします。

総務課長補佐 12 名が出動しました。

田村委員 議案第 14 号の参考資料のところですが、4 番その他、手当の財源についてお尋ねをいたします。「緊急消防援助隊が消防庁長官の「指示」を受けて出動した場合は国庫負担となり、「求め」に応じて出動した場合は全国市町村振興協会の交付金等により負担される」というふうな説明が入っておりますけれども、この「指示」と「求め」の違いがちょっとよくわかりませんので、説明していただいていいですか。

総務課長 著しい地震災害や大規模災害で国が強い関与や投入責任を負う場合は、消防庁長官による「指示」で出動の義務が生じます。一般的な大規模災害などで被災地の市町村が自主的な応援を要請する場合が「求め」で、これに応じるか否かについては、自らの地域防災力への影響などを考慮し、自主性が尊重されます。

首藤委員 中平委員の関連です。差額分を遡って振り込むということやったんですけれども、これって可決されたら直ちに別途振り込むのか、それとも次の給料の支給日に合わせて振り込むのか、気になったので聞きます。

総務課長 次の給料日に合わせて振り込むこととなります。

重村委員 参考資料にもそれから今の説明にもありましたとおり、人事院の規則が4月に改正されたことによって、1日あたり2,160円から2,880円にこの度条例改正をするということです。これ、長門市の条例で、この1日についての単価を明記、2,880円という金額を明記するわけですけど、これ、こういう金額を明記するっていうのは、これ全国一律に他の自治体の消防署で、同じような形で他県の応援等に出られた時は、これ一律にこの2,880円だという考えでよろしいのか、それとも、ある係数をかけて、長門市の条例ではこの金額にするという考え方なのか、そこだけ教えていただいていいですか。

総務課長 あくまでも総務省消防庁からは2,880円とするように指示は出ておりますけども、各市町村の条例で定めるようになっておりますので、全国的には統一はされておられません。しかしながら、県下におきましては今年度中にほぼほぼ改正するというふうに聞いております。

重村委員 ちょっともう1回よく確認します。それじゃあ、人事院のその規則の改正によれば、1日あたり2,880円に改正しなさいという通達であって、長門市の場合は、それに鑑みて、その指定のあった2,880円に準ずるという形で今回提起をしていただいてるということですかね。

総務会長 はい。お見込みのとおりでございます。

重廣委員長 それでは、今一度、議案第14号の全般にわたりご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩します。委員の皆様は自席にて待機をお願いします。

— 休憩 9:37—

— 再開 9:38—

重廣委員長 それでは、引き続き会議を行います。次に、議案第 4 号「令和 8 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算(第 1 号)」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

観光政策課長 補足説明はございません。

重廣委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

重村委員 それでは、湯本温泉特別会計のこの件について。この時期、4 月に遡って人事異動に伴って調整がされるということで、以前、湯本温泉の特別会計に属する職員ってというのは、配置として、1 名の方が配置をされてると。で、行政側から議会に提出する書類として確かに必要なもので、私たちも審査をするにあたっては必要なものだという認識もあるんですけど、違う切り口からすると、1 名の配置で給与も丸裸状態になると、給与体系もですね。ですから、ここら辺りってというのは、個人情報的にいかがなものかっていうことを投げかけた記憶があるんです、審査の中で。ですから、職員が変われば、変わった人のお名前とか、どなたが今この湯本温泉の会計の仕事をしてるってというのは議会側としたら分かりますし、その方の給与体系ってというのは丸裸状態になるけど、そこら辺りは問題ないんですかという投げかけをしたんですけども。必要な書類ではあると思いますけれども、これについて再度認識だけ確認をしておきたいというふうに思います。

観光政策課長 確かに委員さんおっしゃる通り、1 名というもので、数字が出てしまうというところはあると思います。これが 2 名分特会で出すべきかどうかってというのは、ちょっと慎重に議論をするべきかなと思っております。そこについてはちょっと検討してみたいと思います。

重村委員 議会に提出しないといけない義務を負ってる書類ですから、私もこれ以上言うつもりもないですけど、例えば一番最後の給与の明細のところであるとか、ここら辺りってというのが、これも必要な書類のあれには指定がされてるんだろうけど、1 名体制でずっと行かれることになると思いますのでね、そこで配置をされた職員の方が、やはりこういう、例えば当初であったりとか、特にこの 9 月ってというのは、4 月の異動によって、明らかにその方の給与 1 年間分ってというのが明確に分かるような状況になりますので、配慮する必要があるのかどうなのかってというのは、執行部の中で、少しご検討と、議会に対してきちんとした資料として添付しないといけないというのであればこのままでもいいとは思いますが、そこら辺りもう 1 回議論を、課の中で試みていただいたらどうかなというふうに思いますので。回答は結構ですから、また、副市長とも相談をしていただけたらというふうに思っています。

重廣委員長 それでは、今一度、議案第 4 号の全般にわたり、ご質問はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質問もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご

意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第 4 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明入れ替えのため、暫時休憩いたします。委員の皆様は自席で待機願います。

— 休憩 9:43 —

— 再開 9:43 —

重廣委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 12 号「長門市ふるさと納税基金条例」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

総合政策部長 補足説明は特にございませぬ。

重廣委員長 補足説明はないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

首藤委員 基金の条例ができた経緯をご説明ください。

企画政策課長 それでは、経緯について説明いたします。まず 1 点目に、クラウドファンディング型ふるさと納税における寄付金の適正な管理と活用にございます。昨年度募集いたしましたクラウドファンディング型ふるさと納税では、充当可能額を上回る寄付がありまして、使途の調整が必要となる事例が生じました。今回、基金を設置することで、その超過分を翌年度の事業へ確実に繰越せるようになり、寄付者の意向に沿った使途の明確化が図れるとともに、翌年度以降に予定している事業への募集も可能となり、財源の確保策としての確実性を高めることができます。次に企業版ふるさと納税につきましては、制度上、受領した年度の事業費に充当することとされておりますが、こちらにつきましても、基金の設置によりまして、単年度に縛られず、翌年度以降の事業費へ充当することが可能となります。合わせて、一般分のふるさと納税につきましても、現時点では基金への積み立てを前提とした運用は想定しておりませんが、将来的に柔軟に対応できる体制を整えておくため、今回、企業版及びクラウドファンディング型と合わせまして、一般分を含めた包括的な基金として整備するものでございます。

首藤委員 その上で、個人版と企業版といろんなものが入ってくるということですが、個人版のやつはこういうものに使ってください、使ってほしいっていうふうなのを取られてましたよね。その上で、年度が跨いだ場合、どうやって管理されていくんでしょうか。

企画政策課長 こちらは一般分も企業版も共通でございますが、この年度末に活用

の事業の、事業実績であるとか進捗状況、例えば、次年度に予定している事業費、そういうものを精査した上で、積立額を決定し、年度末に積立を行うという流れになります。

田村委員 今の質問なんですけど、その何に使うか、5項目ぐらい、これに使ってくださってというふうな、寄付者の方の希望があるじゃないですか。で、その希望に沿って使われますよということの管理はどうされるんですか。基金になると、一括して全体が管理されるっていう形になると思うんですけど、その違いと言うか、管理について。

企画政策課長 基金の中で、帳簿と言いますか、一般分のふるさと納税と企業版のふるさと納税、そしてクラウドファンディング型のふるさと納税、それぞれで、内部で帳簿のようなものを作りまして、それぞれで管理をすることを想定しております。クラウドファンディング型及び企業版ふるさと納税につきましては、事業、充当先も指定されるようになりますので、そちらについても事業ごとに整理をするような形になります。

上田委員 今、私、田村委員とほぼほぼ同じ内容を聞こうと思ってたんですけども、今現在でこれが採択されて、今年度すぐに運用するという流れにはなかなか行きづらいと思うんですね。どうしても年末あるいは年度末に集中すると思うので、そのまた色々精査があらうかと思えますんでね。今段階でそういったスケジュール感っていうのは、来年9年度からのスタートですっていうふうに考えてやってもいいんでしょうか。それだけ尋ねます。

企画政策課長 基金におきましては、今年度積立を行った分に関しましては、来年度以降の事業費として活用することになりますので、次年度であれば、次年度の事業の実績を加味しまして取り崩すという流れを想定しております。

上田委員 この基金化することによる最大のメリットみたいなところは、その年度をまたいで使えるというところにあるかと思うんですね。しっかり管理のほう、よろしく願いできたらと思います。

田村委員 積み立てる基金のお金の額の話なんですけど、寄付された総額、手数料を引いた額というか、50%でしようけど、その手数料引いた額を積み立てるのか、その手数料を含めた総額が積み立てられるのか、これはどちらですか。

企画政策課長補佐 手数料を含めた総額、寄付された額を考えております。

中平委員 参考資料の1ページの2.条例の主な内容の(4)繰替運用の「基金に属する現金を、繰替運用できることを想定」とありますけど、やはり基金というのはこういう目的を持ったものであって——僕の認識としてはね。一般会計ではどうかって、この同款内での運用というのは認められてると思いますけど、基金ではダメだ、絶対ダメだっていうことはないと思うんですけど、これを「繰替運用できることを規定」とわざわざここに書いてる理由をお伺いします。

企画政策課長 繰替運用につきましては、日々の支払い等で一時的な資金不足が生じた際に、その不足を補うために一時的に基金の現金を繰り替えて運用する制度と

なります。この条項があることによりまして、資金不足が生じた際に金利を支払って金融機関から一時的な借入金を回避することが可能となりますので、公金の有効活用という観点からこの条項を規定したものです。条例のほうに規定はしておりますけれども、直ちに運用するという予定はございません。

中平委員 この件について、長年財政課長をされてる部長についてもご意見をお聞きしたいと思います。

総合政策部長 ちょっとポイントが答えできるかわかりませんが、繰替運用の条項については、例えば財政調整基金にしても、大抵の基金には入れてくるっていうことなんですけど、それはいわゆる年度末等では、歳計現金って言いますか、支払いのためのキャッシュと言いますか、現金がない場合に、合併した当時は基金も少のうございましたので、一時借入金を金融機関からしておりました。そうすると、どうしても利子が民間の利子になりますので、で、繰替運用の場合は、基金を一旦借りてお返しする時は利子を払うんですけど、基金に対して。そういった要は柔軟性と言いますか、支払い等による柔軟性を持たせるということで、こういった条項を、もしも言いますか、そういうケースがあったら困るんですけど、この基金自体はサイズ感としては規模が小そうございますけど、そういった条項を基金の設置の時には入れていくということになってます。ですので今回もあえて除けるというか、外さない。ほかに倣ったというところとっていただけたらと思います。

重村委員 先ほど説明の中で、年度末に一般会計から補正予算に多分計上されて基金に繰り入れるという処置をされると思うんです。これはもう 3 月の議会の補正で必ず出てくるという考えでいいですか。それとも年度末って言うと、3 月 31 日が年度末。それで、出納閉鎖っていうのは 5 月になるわけですが、3 月 31 日で切って、よくあるのは、その年度末の議会に提出できない案件っていうのは、私たちからすると決算でもう見るしかない、というようなことが多々あるわけですね。ですから、3 月の定例会の補正で必ず、こういう処置をするときにはきちんと提出されるということなのか、そこだけ確認をしておきたいというふうに思います。

企画政策課長 現在のスケジュールですけれども、3 月の定例会で補正予算として計上するような形を想定しております。今そのスケジュールで予定をしておりますけれども、企業版のふるさと納税につきましては、どうしても年度末でギリギリとなってきますので、状況によっては少しずれる可能性もあるという、可能性のお話ですけれども、そちらのほうも一応、可能性としてはあり得るというふうに今考えております。

重村委員 丁寧に説明していただきありがとうございます。もしそうなった場合っていうのは、今で言うと令和 9 年度のもう 6 月とかなると、これは 9 年度の予算の補正をしてる、予算審査をしてるわけで、結局議会に報告できなかったら、そこら辺りっていうのはもう決算で、私たちが令和 8 年度の決算認定の時にしか数値が見れないものなのか、それとも補正予算等では審査はできないでしょうけど、事後報告のような

形で、これだけ基金に積み立てましたというような報告をされることがあるのか。そこから辺りっていうのはどうですか。

企画政策課長 3月補正に計上が間に合わなかった場合は、翌年度の6月補正で基金の積立への歳出予算のほうの補正予算を計上することとなります。すいません。1点ほど訂正させていただきます。年度がギリギリになりましたら、企業版につきましては年度内での処理というところが前提となってきますので、ちょっとその場合は専決という形で処理をさせていただくこととなります。

総合政策部長 補足します。今、間に合わない場合っていうのは、3月の補正予算っていうのは大体1月ぐらいに組むと言いますか、するんですけど、そこに予算要求として積立金という項目が出てくると思うんですけど、例えば3月の末に企業版のふるさと納税が入ってきたっていうことになると、収入のほうとしては当然受けるんですけど、それで積み立てをするっていう場合には、やはり歳出予算を組まないといけなないので、そういった時には、今課長が言いましたように、専決の対応をする可能性もあるということで、大体企業の決算時期っていうのはそれぞれ分かれていますので、3月末に入ってくるっていうことはあまり、事前に、寄付するときには申出書があつてということなので、ケースとしてはなくはないけれども、あまり考えられないかなっていうところでございます。

重廣委員長 それでは、今一度、議案第12号の全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見はないので、討論を終わります。採決します。議案第12号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:58 —

— 休憩 9:59 —

重廣委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第13号「長門市ケーブルテレビ放送センター条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

総合政策部長 補足説明は特にございませぬ。

重廣委員長 補足説明はないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 この料金改定の金額を決定した理由について、何かありましたらお願いし

ます。

デジタル戦略課長 金額につきましては、放送の提供元のほうの金額が変わりましたので、その金額に基づいて改正しているところでございます。

重廣委員長 ほかにございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは、今一度、議案第 13 号の全般にわたりご質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 13 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:00 —

— 再開 10:01 —

重廣委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、議案第 17 号「長門市県収入証紙調達基金条例を廃止する条例」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

会計管理者 補足説明は特にございませぬ。

重廣委員長 補足説明はないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田村委員 参考資料ですけれども、「県への証紙返還及び払戻し手続きを行う必要があるため」云々と書いてあります。9 月 30 日に販売を終了されるんですかね。で、その手元に証紙が残ると思うんですが、この証紙の返還方法、時期とか、それから払戻しの受入れについて、手続きの内容をお願いします。

会計課長補佐 返還につきましては、10 月 1 日以降、山口県会計課のほうに返還を行うことになります。それが、年度いっぱいまでに払戻しが行われる予定となっております。市役所内の売捌き所につきましては、売れ残った証紙を取りまとめて、会計課のほうで返還手続きを行うこととしております。

中平委員 補正予算書 28 から 29 ページ、第 20 款「繰入金」、第 18 目「県収入証紙調達基金繰入金」、第 1 節「県収入証支調達基金繰入金」のこの 400 万円が、この払戻金額であり、その他のところに有価証券と書かれている収入証紙の金額ということでしょうか。

会計管理者 はい、そのとおりでございます。

谷村委員 証紙が廃止になるということで、窓口での今後の手続きを簡単に、こういうふうになるというのをちょっと説明していただけたらと思います。2 次元コードか何

かで払うというか、そういった格好になるのでしょうか。ちょっと説明していただければと思います。

会計管理者 この10月以降の県の手数料の収納窓口につきましては2種類ございまして、現金及びキャッシュレス納付対応窓口、それと現金未対応のキャッシュレス納付対応窓口がございます。市役所の会計課に設置されるものにつきましては、現金未対応のキャッシュレス納付対応窓口ということになります。この窓口では、納付者から提示されます、県のほうから納付連絡票というのが発行されますが、それを持ってきていただいて、そのQRコードを読み込んでキャッシュレス決済を行うというものになります。ただ、現金の納付を希望される方につきましては、長門市内でございましたら長門警察署内の長門交通安全協会、そちらでは現金での対応もできるということですので、そちらのほうを利用していただくことになります。

重廣委員長 それでは、今一度、議案第17号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。これで、総務産業委員会を散会いたします。どなたもお疲れ様でした。

— 散会 10:06 —